

# 第6 税 率

## 令和3年度県税の課税標準および税率一覧表

(R4.3.31 現在)

税目	課 税 標 準	税 率	納 期
<p>県 民 税</p>	<p>個人</p> <p>○均等割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に住所を有する個人</li> <li>・県内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所または家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者</li> </ul> <p>○所得割</p> <p>県内に住所を有する個人の前年中課税所得金額</p>	<p>1,500円</p> <p>課税所得金額の4/100</p>	<p>(1)賦課徴収は市町村が市町村民税の賦課徴収と合わせて行う。</p> <p>(2)納付（納入）期限は市町村民税と同じ。</p>
	<p>法人</p> <p>○均等割</p> <p>県内に事務所、事業所または寮等を有する法人および法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの</p> <p>※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、法人税法の規定により算定した「資本金等の額」が、「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回っているときは、「資本金+資本準備金」の額が課税になる。</p>	<p>1 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法第2条第5号の公共法人および地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1千万円以下であるもの 年額2万円</p> <p>2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもの 年額5万円</p> <p>3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの 年額13万円</p>	<p>(1)確定申告 各事業年度終了の日から2月以内 清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合には、当該事業年度終了の日から1月以内（当該期間内に残余財産の分配または引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）</p> <p>(2)中間申告 事業年度が6月を超える場合において、当該事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内（新設法人を除く。）</p> <p>(3)公共法人および公益法人等で収益事業を行わないもの 4月30日まで</p>

	<p>○法人税割</p> <p>県内に事務所または事業所を有する法人の法人税額または個別帰属法人税額</p>	<p>4 資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が10億円を超え50 億円以下であるもの 年額54万円</p> <p>5 資本金等の額を有する法人で 資本金等の額が50億円を超える もの 年額80万円</p> <p>1.8/100 (資本金の額または出資金の額 が1億円以下で、かつ、法人税額 または個別帰属法人税額が 1,000万円以下の法人にあって は、1.0/100)</p>	
	<p>利子割 支払を受ける利子等の額</p> <p>配当割 支払を受ける配当等の額</p> <p>株式等譲渡所得割 支払を受ける株式等譲渡 益の額</p>	<p>利子等の額の5/100</p> <p>配当等の額の5/100</p> <p>株式等譲渡益の額の5/100</p>	<p>金融機関などが毎月分を翌月 10日までに申告納入</p> <p>株式会社などが毎月分を翌月 10日までに申告納入(源泉徴収 口座を利用する場合は、証券会 社などが年間の損益を通算し、 年間分を一括し、翌年の1月10 日までに申告納入)</p> <p>証券会社などが年間の損益を 通算し、年間分を一括し翌年の 1月10日までに申告納入</p>
事業税	<p>個人 前年中の所得 (事業税の各種控除した 後の金額)</p>	<p>第1種 課税所得の 5/100 第2種 課税所得の 4/100 第3種 (次に掲げるものを除く) 5/100 あん摩業等 3/100</p>	<p>個人 1期 8月31日まで 2期 11月30日まで</p>

事業税	<p>法人</p> <p>○外形標準課税法人（資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人で、所得金額課税がなされている法人（公益法人、特別法人等を除く。））</p> <p style="padding-left: 40px;">各事業年度の付加価値額、資本金等の額および所得</p> <p>○特別法人</p> <p style="padding-left: 40px;">各事業年度の所得（電気供給業、ガス供給業、保険業および貿易保険業に係るものを除く。）</p> <p>○普通法人（外形標準課税法人および特別法人以外の法人）</p> <p style="padding-left: 40px;">各事業年度の所得（電気供給業、ガス供給業、保険業および貿易保険業に係るものを除く。）</p>	<p>各事業年度の付加価値額 1.2/100</p> <p>各事業年度の資本金等の額 0.5/100</p> <p>各事業年度の所得のうち</p> <p style="padding-left: 40px;">年400万円以下の金額 0.4/100</p> <p style="padding-left: 40px;">年400万円を超え年800万円以下の金額 0.7/100</p> <p style="padding-left: 40px;">年800万円を超える金額 1.0/100</p> <p>（3以上の都道府県において事務所等を経て事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものの所得にあつては、一律1.0/100）</p> <p style="padding-left: 40px;">年400万円以下の金額 3.5/100</p> <p style="padding-left: 40px;">年400万円を超える金額 4.9/100</p> <p>（3以上の都道府県において事務所等を経て事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものの所得にあつては、一律4.9/100）</p> <p style="padding-left: 40px;">年400万円以下の金額 3.5/100</p> <p style="padding-left: 40px;">年400万円を超え年800万円以下の金額 5.3/100</p> <p style="padding-left: 40px;">年800万円を超える金額 7.0/100</p> <p>（3以上の都道府県において事務所等を経て事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものの所得にあつては、一律7.0/100）</p>	<p>(1) 確定申告</p> <p style="padding-left: 20px;">各事業年度終了の日から2月以内</p> <p style="padding-left: 20px;">清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合には、当該事業年度終了の日から1月以内（当該期間内に残余財産の分配または引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）</p> <p>(2) 中間申告</p> <p style="padding-left: 20px;">事業年度が6月を超える場合において、当該事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内（新設法人を除く。）</p>
-----	---	---	---

<p>○収入金額課税法人（送配電事業、ガス供給業、保険業および貿易保険業を行う法人）</p>	<p>各事業年度の収入金額 1.0/100</p>	
<p>各事業年度の収入金額</p>	<p>各事業年度の付加価値額 0.37/100  各事業年度の資本金等の額 0.15/100  各事業年度の収入金額 0.75/100</p>	
<p>○収入金額課税法人（発電・小売電気事業を行う法人で、資本金等の額が1億円を超える法人）</p>	<p>各事業年度の収入金額 0.75/100  各事業年度の所得金額 1.85/100</p>	
<p>各事業年度の付加価値額、資本金等の額、収入金額</p>	<p>各事業年度の収入金額および所得</p>	

※ 平成22年9月30日以前に解散した法人については、清算所得に対する課税となり、解散日現在の税率を適用する。

税目	課税標準	税 率				納 期
地方消費税	譲渡割 国内取引に係る消費税額	標準税率：2.2% (消費税額の22/78)				国（税務署）において、消費税の例により、消費税と併せて行う  国（税関）において、消費税の例により、消費税と併せて行う
	貨物割 輸入取引に係る消費税額	軽減税率：1.76% (消費税額の22/78)				
不動産取得税	不動産の 価格	不動産の 種類	土 地	家 屋		随時 (知事が納税通知書に定めるところによる)
		不動産の 取得日		住宅	住宅以外の 家屋	
		～ H15. 3. 31	4/100		4/100	
		H15. 4. 1 ～ H18. 3. 31	3/100 R6. 3. 31ま で	3/100 R6. 3. 31ま で	3/100	
		H18. 4. 1 ～ H20. 3. 31			3. 5/100	
H20. 4. 1～	4/100					
県たばこ税	売渡しまたは消費等に係る製造たばこの本数	1,000本につき 1,000円 (令和3年10月～ 1,070円)				毎月分を翌月末まで

税目	課税標準	税率	納期				
ゴルフ場利用税	定額課税 利用人員	ゴルフ場 1人1日につき			毎月分を 翌月15日まで		
		1	級	1,200円			
		2	級	1,150円			
		3	級	1,080円			
		4	級	1,010円			
		5	級	940円			
		6	級	870円			
		7	級	800円			
		8	級	730円			
		9	級	660円			
10	級	590円					
自動車税 (種別割)	自動車の 台数	区 分	年 税 額			5月31日まで (新規登録分等は、 届出時に証紙徴 収)	
			車 種 別	自家用			営業用
		R1. 9. 30 まで		R1. 10. 1 から			
		乗用車	総排気量 1.0L以下	29,500	25,000		7,500
			1.0L超～1.5L以下	34,500	30,500		8,500
			1.5L超～2.0L以下	39,500	36,000		9,500
			2.0L超～2.5L以下	45,000	43,500		13,800
			2.5L超～3.0L以下	51,000	50,000		15,700
			3.0L超～3.5L以下	58,000	57,000		17,900
			3.5L超～4.0L以下	66,500	65,500		20,500
			4.0L超～4.5L以下	76,500	75,500		23,600
			4.5L超～6.0L以下	88,000	87,000		27,200
		6.0L超～	111,000	110,000	40,700		
普通トラック	最大積載量1t以下	8,000		6,500			
	1 t 超～2t以下	11,500		9,000			
	2 t 超～3t以下	16,000		12,000			
	3 t 超～4t以下	20,500		15,000			
	4 t 超～5t以下	25,500		18,500			
	5 t 超～6t以下	30,000		22,000			
	6 t 超～7t以下	35,000		25,500			
	7 t 超～8t以下	40,500		29,500			
	8 t 超～9t以下	46,800		34,200			
	9 t 超～10t以下	53,100		38,900			
	10 t 超～11t以下	59,400		43,600			
11 t 超～12t以下	65,700		48,300				
以後1 t まで増すごとに自家用6,300円、営業用4,700円を 加算した額							
貨客兼用車	最大積載量 1 t 以下	排気量 1.0L以下	13,200	10,200			
		1.0L超～1.5L以下	14,300	11,200			
		1.5L超	16,000	12,800			
	最大積載量 1 t 超	排気量 1.0L以下	16,700	12,700			
1.0L超～1.5L以下		17,800	13,700				
1.5L超	19,500	15,300					

自動車税 (種別割)	自動車の 台数	けん引車		普通	20,600	15,100	5月31日まで (新規登録分等は、 届出時に証紙徴 収)		
				小 型	10,200	7,500			
		被 けん 引 車	普通最大積載量 8t 以下			10,200		7,500	
			8 t 超 ~ 9t 以下			15,300		11,300	
			9 t 超 ~ 10t 以下			20,400		15,100	
			10 t 超 ~ 11t 以下			25,500		18,900	
			11 t 超 ~ 12t 以下			30,600		22,700	
			12 t 超 ~ 13t 以下			35,700		26,500	
			13 t 超 ~ 14t 以下			40,800		30,300	
			14 t 超 ~ 15t 以下			45,900		34,100	
			15 t 超 ~ 16t 以下			51,000		37,900	
			16 t 超 ~ 17t 以下			56,100		41,700	
			17 t 超 ~ 18t 以下			61,200		45,500	
			18 t 超 ~ 19t 以下			66,300		49,300	
			19 t 超 ~ 20t 以下			71,400		53,100	
		20 t 超 ~ 21t 以下			76,500	56,900			
		以後1 t まで増すごとに自家用5,100円、営業用3,800円を 加算した額							
				小 型		5,300		3,900	
		(二 般 乗 合 通 用 バ ス)	定員 30 人以下			12,000		12,000	
			30 人超 ~ 40 人以下			14,500		14,500	
40 人超 ~ 50 人以下			17,500	17,500					
50 人超 ~ 60 人以下			20,000	20,000					
60 人超 ~ 70 人以下			22,500	22,500					
70 人超 ~ 80 人以下			25,500	25,500					
バ ス ( そ の 他 )	定員 30 人以下			33,000	26,500				
	30 人超 ~ 40 人以下			41,000	32,000				
	40 人超 ~ 50 人以下			49,000	38,000				
	50 人超 ~ 60 人以下			57,000	44,000				
	60 人超 ~ 70 人以下			65,500	50,500				
	70 人超 ~ 80 人以下			74,000	57,000				
80 人超			83,000	64,000					
三輪の小型自動車				6,000	4,500				
三輪のけん引車				5,300	3,900				
小型自動車に属する被けん引車				5,300	3,900				
特 種	霊柩車		普 通	17,000	12,500				
			小 型	10,000	7,500				
	その他 (タンク車等を 除く)		普 通	25,500	18,500				
			小 型	12,000	9,000				
		小型三輪	6,000	4,500					
(注) 積雪地域として特に県で指定した地域の自動車に対し ては、上記年税額に次の割合を乗じた額となります。 運行できない期間 2月以上3月未満 10分の8.5									

税目	課税標準	税 率	納 期
鉦 区 税	鉦区の面積	(1)砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 試掘鉦区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉦区 面積100アールごとに 年額400円 (2)石油または可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区 (1)のそれぞれ3分の2の税率 (3)砂鉦を目地とする鉦業権の鉦区 面積100アールごとに 年額200円	5月31日まで
狩 猟 税	狩猟者登録件数	(1)第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、(2)に規定する以外のもの 16,500円 (2)第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者または同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業または林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円 (3)網猟免許またはわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、(4)に規定する以外のもの 8,200円 (4)網猟免許またはわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者または同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業または林業に従事している者を除く。)以外の者 5,500円 (5)第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円	狩猟者の登録を受ける日(証紙徴収)
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格のうち、市町村が課することができる固定資産の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	価格の1.4/100	1期 4月末日まで 2期 7月末日まで 3期 12月末日まで 4期 2月末日まで
自 動 車 税 環 境 性 能 割	自動車取得価額(取得価額が50万円以下免税)	別紙に記載	登録、届出時(証紙による)
軽 油 引 取 税	特約業者又は元売業者からの引取の数量	軽油1キロリットルにつき 32,100円	毎月分を翌月末日まで



税目	課税標準	税 率	納 期
核燃料税	価額割 発電用原子炉に 挿入された核燃 料の価額	価額の8.5/100	核燃料を挿入した 日(定期検査の期間 内に行われた場合 は、当該定期検査が 終了した日)の属す る月の翌月末日ま で
	出力割 発電用原子炉の 熱出力	熱出力1,000キロワットにつき 51,200円 (廃止措置中は税率を2分の1とする。)	毎年6月、9月、12 月、3月の末日の翌 日から起算して2月 以内
	搬出促進割 発電用原子炉に 5年を超えて貯 蔵されている使 用済燃料の重量	使用済燃料1キログラムにあたり 375円	毎年6月、9月、12 月、3月の末日の翌 日から起算して2月 以内

税目	課税標準	税 率	納 期
地方 法人 特別 税・ 特別 法人 事業 税	法人事業税の所 得割額または収 入割額	平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事 業年度 外形標準課税法人 所得割額の148/100 所得金額課税法人 所得割額の 81/100 収入金額課税法人 収入割額の 81/100	法人事業税の申告 と併せて納付する。
		平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事 業年度 外形標準課税法人 所得割額の67.4/100 所得金額課税法人 所得割額の43.2/100	

		<p>収入金額課税法人 収入割額の43.2/100</p> <p>平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度</p> <p>外形標準課税法人 所得割額の93.5/100</p> <p>所得金額課税法人 所得割額の43.2/100</p> <p>収入金額課税法人 収入割額の43.2/100</p> <p>平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度</p> <p>外形標準課税法人 所得割額の414.2/100</p> <p>所得金額課税法人 所得割額の 43.2/100</p> <p>収入金額課税法人 収入割額の 43.2/100</p> <p>令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度</p> <p>(特別法人事業税)</p> <p>外形標準課税法人 所得割額の260.0/100</p> <p>所得金額課税法人(普通法人) 所得割額の 37.0/100</p> <p>所得金額課税法人(特別法人) 所得割額の 34.5/100</p> <p>収入金額課税法人 収入割額の 30.0/100</p> <p>令和2年4月1日以後に開始する事業年度</p> <p>(特別法人事業税)</p> <p>外形標準課税法人 所得割額の260.0/100</p> <p>所得金額課税法人(普通法人) 所得割額の 37.0/100</p> <p>所得金額課税法人(特別法人) 所得割額の 34.5/100</p> <p>収入金額課税法人 収入割額の 30.0/100</p> <p>(送配電事業、ガス供給業、保険業等を行う法人)</p> <p>収入金額課税法人 収入割額の 40.0/100</p> <p>(発電事業、小売電気事業を行う法人)</p>	
--	--	---	--

※ 課税標準となる「所得割額または収入割額」は、課税免除、不均一課税、仮装経理控除、租税条約控除または減免の適用を受けている場合は、これらの適用を受ける前の額による。

# 自動車税種別割のグリーン化および自動車税環境性能割の特例等

## 1 自動車税種別割

自動車税種別割について、排気ガスおよび燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置を、税収中立を前提に講ずる。

### ○環境負荷の小さい自動車（軽課）

・令和2年度に登録した次の自動車は、翌年度の自動車税種別割が次のとおり軽減される。

対 象 自 動 車	軽課措置
・電気自動車（燃料電池自動車を含む） ・天然ガス自動車 ・プラグインハイブリッド車 ・クリーンディーゼル乗用車	おおむね75%軽減
「★★★★」かつ「令和2年度燃費基準+30%達成」	
「★★★★」かつ「令和2年度燃費基準+10%達成」	おおむね50%軽減

・令和3、4年度に登録した次の自動車は、翌年度の自動車税種別割が次のとおり軽減される。

#### 【自家用】

対 象 自 動 車	軽課措置
・電気自動車（燃料電池自動車を含む） ・天然ガス自動車 ・プラグインハイブリッド車	おおむね75%軽減

#### 【営業用】

対 象 自 動 車	軽課措置
・電気自動車（燃料電池自動車を含む） ・天然ガス自動車 ・プラグインハイブリッド車	おおむね75%軽減
「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準90%達成」	
「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準70%達成」	おおむね50%軽減

「★★★★」…平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車

### ○環境負荷の大きい自動車（重課）

対 象 自 動 車		重課措置
バス・トラック以外	新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車	おおむね15%重課
	新車新規登録の日から13年を経過しているガソリン車（LPG車を含む）	
バス・トラック	新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車	おおむね10%重課
	新車新規登録の日から13年を経過しているガソリン車（LPG車を含む）	

（注）電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド車、一般乗合用バスおよび被けん引自動車は除く。

## 2 自動車税環境性能割

### ○税率

・R3.4.1以降

### ●乗用車

区 分		税 率								
		令和3年4月1日～令和3年12月31日			令和4年1月1日以降					
		自家用		営業用	自家用		営業用			
		登録車	軽自動車		登録車	軽自動車				
電気自動車、燃料電池車、天然ガス車、プラグインハイブリッド車		非課税	非課税	非課税	非課税	非課税				
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	★★★★かつ令和2年度燃費基準達成						非課税	非課税	非課税	非課税
	令和2年度燃費基準85%達成									
	令和2年度燃費基準75%達成									
	令和2年度燃費基準65%達成									
令和2年度燃費基準60%達成	1%	0.5%	2%	1%	0.5%					
上記以外		2%	1%	2%	3%	2%	2%			

### ●乗用車（ディーゼル車）

区 分		税率	
		自家用	営業用
ディーゼル車 ディーゼル ハイブリッド車	H30年排出ガス基準適合または ポスト新長期規制適合 (クリーンディーゼル車)	非課税	非課税
上記以外		3%	2%

### ●軽量車（車両総重量2.5t以下のバス・トラック）

区 分		税率		
		自家用		営業用
		登録車	軽自動車	
電気自動車、燃料電池車、天然ガス車、プラグインハイブリッド車		非課税	非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車	★★★★			
	令和2年度燃費基準+5%達成(バスのみ)			
	平成27年度燃費基準+25%達成(トラックのみ)			
	令和2年度燃費基準達成(バスのみ)			
	平成27年度燃費基準+20%達成(トラックのみ)			
平成27年度燃費基準+15%達成	2%	2%	1%	
上記以外		3%	2%	2%

●中量車（車両総重量2.5t超～3.5t以下のバス・トラック）

区分			税率	
			自家用	営業用
電気自動車、燃料電池車、天然ガス車、プラグインハイブリッド車			非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車	★★★★	平成27年度燃費基準+15%達成		
	★★★	令和2年度燃費基準達成(バスのみ)		
	★★★	平成27年度燃費基準+20%達成(トラックのみ)		
	★★★★	平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%
	★★★	平成27年度燃費基準+15%達成		
	★★★★	平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%
	★★★	平成27年度燃費基準+10%達成		
上記以外			3%	2%
ディーゼル車 ディーゼル ハイブリッド車	※1	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税
	※2	令和2年度燃費基準達成(バスのみ)		
	※2	平成27年度燃費基準+20%達成(トラックのみ)		
	※1	平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%
	※2	平成27年度燃費基準+15%達成		
	※1	平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%
	※2	平成27年度燃費基準+10%達成		
上記以外			3%	2%

●重量車（車両総重量3.5t超のバス・トラック）

区分			税率	
			自家用	営業用
ディーゼル車 ディーゼル ハイブリッド車	※3	平成27年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
	※3	平成27年度燃費基準+5%達成	1%	0.5%
	※3	平成27年度燃費基準達成	2%	1%
	上記以外			3%

★★★★…平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車

★★★…平成17年排出ガス基準50%低減達成車または平成30年排出ガス基準25%低減達成車

※1…平成30年排出ガス基準適合またはポスト新長期規制からNox・PM10%低減

※2…ポスト新長期規制適合

※3…平成28年排出ガス基準適合またはポスト新長期規制からNox・PM10%低減